



ニッポンの今を知り
未来をつくるための調査です。

10月1日は、国勢調査。

10月1日のあなたの状況を
調査票に記入し、提出してく
ださい)。



10月1日、全国一斉に国勢調査を行います。国勢調査は、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査で、今から90年前の大正9（1920）年に第1回が行われて以来、おおむね5年ごとに行われ、今回で19回目を迎えます。

国勢調査では、人口や世帯の状況のほか、就業の状況・住居の種類などを調べます。その結果は、社会福祉や雇用対策、生活環境の整備などの基礎資料となり、子どもから高齢者まで、みんなが住みよいまちづくりのために役立てられます。

10月1日、全国一斉に国勢調査を行います。

**国勢調査員が
あなたのお宅に伺います**

まず、国勢調査員が9月下旬に皆さんのお宅に伺い、世帯ごとに調査票を配布します。調査票が届いたら、「調査票の記入の仕方」をよく読んでいただき、普段住んでいる人について漏れなく記入してください。

※普段住んでいる人とは
10月1日現在で
①すでに3カ月以上住んで
いる人
②10月1日の前後を通じて
3カ月以上住むことになつ
ている人



石巻市統計協会
会長 内海 栄一さん
(渡波地区)

りられたのは、調査活動に協力してもらつた方々など多くの皆さんに支えられてきたお陰だと感謝しています。

今回も皆さんのお宅に調査員が伺いますので、調査票への記入をお願いします。

調査票への記入をお願いします。

初めての調査活動は、昭和27年、佐須浜での商業調査でした。当時は、自転車と徒歩で行き、途中の山道を一人で歩いて行つたことが、懐かしく思い出されます。調査活動も60年を迎え、国勢調査も12回目になります。調査員としてここまで長く続けられたのは、調査活動に



調査員は顔写真入りの調査員証を掲げています。

調査票を配布、回収する国勢調査員は、市長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

調査の内容

男女の別、出生の年月、就業の状況、通勤・通学地、居住の種類など、全部で20項目です。

調査結果の公表

人口・世帯数の速報は、平成23年2月に公表されます。

そのほかの集計結果は、平成23年以降、順次公表されます。

結果をまとめた報告書は、総合政策課や各総合支所などで閲覧できます。

また、総務省統計局のホームページ <http://www.stat.go.jp/> でも見ることができます。



国勢調査の調査結果は、各方面で利用されています。

例えば、市議会議員の議員定数や地方交付税交付金の算定基準などに用いられたり、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。

このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。

お問い合わせはお気軽に

国勢調査について疑問な点、不明な点がありましたら、お気軽にご連絡願います。

また、調査票が届かず調査が行われなかったときや、調査が重複して行われたときなどもご連絡願います。

問

総合政策課 ☎ 95-1134 ☎ 95-1135

☎ 95-1111(内線 4219・4222)

河北総合支所地域振興課 ☎ 62-2111

雄勝総合支所地域振興課 ☎ 57-2111

河南総合支所地域振興課 ☎ 72-2111

桃生総合支所地域振興課 ☎ 76-2111

北上総合支所地域振興課 ☎ 67-2111

牡鹿総合支所地域振興課 ☎ 45-2111

調査票の回収

調査票は、専用の封筒に封をして国勢調査員に渡すか、郵送用封筒で郵送してください。



調査票の内容の秘密は守られます

調査票に記入された内容は、

統計法によつて厳重に守られ

ます。他に漏れたり、統計を作成する以外の目的に使われることは絶対にありません。

国勢調査員を含め調査をする

人が、調査の結果を他人に漏

らしたり、統計をつくる目的

以外に調査票を使つたりする

ことは法律で固く禁じられて

います。

また、回収された調査票は、

外部の人の目に触れないよう

厳重に保管され、集計後はす

べて溶かして再生紙に生まれ

変わります。

個人情報保護法等ができる

國勢調査に回答しなけれ

ばいけないの？

国勢調査は、統計法等の法

律に基づいて国が実施する調

査であるため、個人情報保

護法等は適用されません。

また、調査票が提出されな

かつたり、正しい回答がされ

なかつたりすると、誤った統

計になってしまいます。そう

したことを防ぐため統計法で

は、回答の義務について規定

しています。

つまり、国勢調査に回答す

ることは、私たちの義務の一

つなのです。

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。

国勢調査員は、「国勢調査員証」を身に付けています。

国勢調査と称して家族構成や会社の従業員の氏名などを聞いたりする「かたり調査」にご注意ください。

不審に思われた場合はお問い合わせください。